

広島県告示第二百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
寺東九地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

イ) 次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		東広島市	
町		志和町内	
大字			
字	河本	越峠	河本
地番	八二二番四	一〇一九〇番	八三〇番
標柱番号	標柱一号	標柱二号	標柱三号及び四号
地番	八三七番三	八二九番	八三五番三
標柱番号	標柱五号	標柱六号及び一一号	標柱七号、八号、九号及び一〇号

ロ) 次に掲げる土地に存する標柱十二号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十二号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		東広島市	
町		志和町内	
大字			
字	河本	越峠	河本
地番	八四五番一	一〇一九〇番	八五四番
標柱番号	標柱一二号	標柱一三号	標柱一四号
地番	八三二番	八三七番	八四七番
標柱番号	標柱一五号	標柱一六号、一七号、一八号、一九号及び二〇号	